

～ 精神障がい者割引の導入について ～

ハートランドフェリー株式会社では、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、2019年10月1日乗船分より精神障がい者割引を導入することと致しました。

適用条件としましては、「精神障害者保健福祉手帳」を窓口に提示して頂いたお客様とし、割引内容につきましては、「精神障害者保健福祉手帳」の障害等級欄の記述が「1級」の場合は、ご本人及び1級精神障がい者の介護者1名を5割引とし、「精神障害者保健福祉手帳」の障害等級欄の記述が「2級」及び「3級」の場合は、ご本人のみ5割引と致します。

以 上

〈お問い合わせ先〉



ホームページ <http://www.heartlandferry.jp/>
TEL・FAX TEL 011-233-8010 FAX 011-233-2783
担 当 者 業務本部 菊地 tt.kikuchi@heartlandferry.jp